

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	①	ア	a		
目次							(1 2) 実施方針に関する質問・意見の受付、実施方針に関する個別対話、実施方針に関する質問回答・意見の公表 (1 3) 実施方針の変更 (1 4) 特定事業の選定方法に関する事項	(1 2) 実施方針に関する質問・意見の受付、実施方針に関する個別対話、実施方針に関する質問回答・意見の公表 (1 3) 実施方針改定版等に関する質問・意見の受付、実施方針改定版等に関する個別対話、実施方針改定版等に関する質問回答・意見の公表 (1 4) 実施方針改定版の変更 (1 5) 特定事業の選定方法に関する事項
目次							(様式1) 実施方針に関する説明会及び現地見学会参加申込書 (様式2) 実施方針に関する質問書 (様式3) 実施方針に関する意見書 (様式4) 実施方針に関する個別対話参加申込書 (様式5) 個別対話議題内容申請書 ※ 様式については別途Excel版を公表する	(様式1) 実施方針に関する説明会及び現地見学会参加申込書 (様式2) 実施方針に関する質問書 (様式3) 実施方針に関する意見書 (様式4) 実施方針に関する個別対話参加申込書 (様式5) 個別対話議題内容申請書 (様式6) 実施方針改定版等に関する質問書 (様式7) 実施方針改定版等に関する意見書 (様式8) 実施方針改定版等に関する個別対話参加申込書 (様式9) 実施方針改定版等に関する個別対話議題内容申請書 (様式10) 民間付帯事業概要表 ※ 様式については別途Word及びExcel版を公表する 資料に相違がある場合の優先順位は、以下のとおりとし、(1)に記載のない事項に関しては、(2)によるものとする。 (1)「 <u>実施方針改定版</u> 」、「 <u>実施方針改定版等に関する質問及び意見に関する回答書</u> 」、「 <u>実施方針改定版等に関する個別対話記録</u> 」 (2)「 <u>実施方針</u> 」、「 <u>実施方針に関する質問及び意見に関する回答書</u> 」、「 <u>実施方針に関する個別対話記録</u> 」
1	1	(1)					大阪大学「世界適塾ビレッジ」施設整備運営事業	大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業
1	1	(3)	1)				国立大学法人大阪大学総長 平野 俊夫	国立大学法人大阪大学学長 西尾 章治郎
1	1	(4)					そこで本事業において、老朽化の著しい津雲台宿舍を廃止し、「外国人留学生・日本人学生混住型の学寮」「優秀な人材獲得に資する教職員宿舍」「施設集約化により生み出される土地を活用した民間付帯施設」からなる「 <u>世界適塾ビレッジ</u> 」を整備・運営するものである。「 <u>世界適塾ビレッジ</u> 」は単なる居住ハードではなく、異文化交流・地域交流等の教育ソフトを含めた、グローバル人材育成拠点とする。 人と人との新たなインタラク션을芽生えさせ、大学の国際競争力強化及び「 <u>調和ある多様性の創造</u> 」に貢献することを目指し、適切に整備・維持管理・運営することをこの事業の目的とする。	そこで本事業において、老朽化の著しい津雲台宿舍を廃止し、「外国人留学生・日本人学生混住型の学寮」「優秀な人材獲得に資する教職員宿舍」「施設集約化により生み出される土地を活用した民間付帯施設」からなる「 <u>グローバルビレッジ</u> 」を整備・運営するものである。本施設は単なる居住ハードではなく、異文化交流・地域交流等の教育ソフトを含めた、グローバル人材育成拠点とする。 人と人との新たなインタラク션을芽生えさせ、大学の国際競争力強化及び「 <u>多様な知の協奏と共創</u> 」に貢献することを目指し、適切に整備・維持管理・運営することを本事業の目的とする。
1	1	(5)					選定事業者は、P F I 法に基づき、既存の津雲台宿舍の解体業務、本施設の施設整備業務(設計、建設等)、維持管理業務、運営業務、本施設における独立採算事業、本施設以外における民間付帯事業及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。	選定事業者は、P F I 法に基づき、既存の津雲台宿舍の解体業務、本施設の施設整備業務(設計、建設等)、本施設の維持管理業務、本施設の運営業務、本施設における独立採算事業、本施設以外における民間付帯事業及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)								変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	ア	a			
2	1	(5)	1)	(2)	ウ			ウ 造成工事及びこれらを実施する上で必要となる業務	ウ 造成工事（民間付帯施設の整備に必要な造成工事を含む。）及びこれらを実施する上で必要となる業務
2	1	(5)	1)	(4)	ア			ア 施設管理業務（入退去関係業務、寄宿料及び使用料・共益費・光熱水費等の計算・徴収業務、受付・案内業務等を含む。）	ア 施設管理業務（入退去関係業務、家賃及び利用料・管理費・光熱水費等の計算・徴収業務、受付・案内業務等を含む。）
2	1	(5)	1)	(5)				⑤ 本施設における独立採算事業 入居者を対象としたコインランドリーの設置・運営（学寮内に設置する部分はサービス購入料の対象とする。）や生活品レンタル等の生活利便サービス業務を指し、必須の独立採算業務とするが、詳細については入札説明書等に記載する。	⑤ 本施設における独立採算事業 入居者を対象としたコインランドリーの設置・運営や生活品レンタル等の生活利便サービス業務、本施設のインターネット接続（希望者対象）を指し、必須の独立採算業務とするが、詳細については入札説明書等に記載する。 <u>なお、任意の独立採算業務については事業者の提案とする。</u>
3	1	(5)	1)	(6)	オ			オ 民間付帯事業用地の返還業務	オ 民間付帯施設整備用地の返還業務
3	1	(5)	2)					2) 選定事業者の収入 ① 大学からの支払（サービス購入料）の構成 ア 大学の選定事業者に対する支払（サービス購入料）は、選定事業者が実施する施設整備業務の初期投資に係る対価（解体・施設整備費相当分）と、維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理・運営費相当分）からなる。 イ 当該対価は、1) ⑤本施設における独立採算事業及び1) ⑥本施設以外における民間付帯事業については対象外とする。 ② 解体及び施設整備業務の初期投資に係る対価（解体・施設整備費相当分） ア 解体及び施設整備業務の初期投資に係る対価（解体・施設整備費相当分）について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。 イ 解体及び施設整備費相当分については、契約締結以降の物価変動を考慮し、設計・建設期間中に改定（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、改定は行わない。 ③ 維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理・運営費相当分） ア 維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理・運営費相当分）について、大学は、入居率に問わず本施設の供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。 イ 維持管理及び運営費相当分については、契約締結以降の物価変動を考慮し、維持管理・運営期間中に改定（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、改定は行わない。	2) 選定事業者の収入 ① 大学からの支払（サービス購入料）の構成 ア 大学の選定事業者に対する支払（サービス購入料）は、選定事業者が実施する解体業務及び施設整備業務の初期投資に係る対価（施設整備費相当分）と、維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理費相当分・運営費相当分）からなる。 イ 当該対価は、1) ⑤本施設における独立採算事業及び1) ⑥本施設以外における民間付帯事業については対象外とする。 ② 解体業務及び施設整備業務の初期投資に係る対価（施設整備費相当分） ア 解体業務及び施設整備業務の初期投資に係る対価（施設整備費相当分）について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。 イ 施設整備費相当分については、契約締結以降の物価変動を考慮し、設計・建設期間中に改定（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、改定は行わない。 ③ 維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理費相当分・運営費相当分） ア 維持管理業務及び運営業務のサービスに係る対価（維持管理費相当分・運営費相当分）について、大学は、入居率に問わず本施設の供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。 イ 維持管理費相当分及び運営費相当分については、契約締結以降の物価変動を考慮し、維持管理・運営期間中に改定（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、改定は行わない。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a		
4	1	(6)	3)				3) 本事業のうち、本施設以外における民間付帯事業は、選定事業者が大学から民間付帯施設整備用地を借地借家法上の定期借地契約にて賃借（有償）し、民間付帯施設の施設整備業務（設計、建設等）を実施した後、選定事業者が民間付帯施設を所有し、本施設以外における民間付帯事業に係る事業期間中において民間付帯施設の維持管理業務及び運営業務を実施するとともに、本施設以外における民間付帯事業に係る事業期間終了時に民間付帯施設の解体撤去を行うものとする。選定事業者は定期借地権を第三者に譲渡することはできないものとする。なお、選定事業者は大学から賃借した民間付帯施設整備用地の全部又は一部を選定事業者のグループの構成員もしくは入札参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協会社」という。）に対して転貸し、民間付帯事業を行わせることができるものとし、この場合民間付帯施設を区分所有建物及びその敷地（定期借地権の転借地権）として第三者に分譲する事業等もできるものとする。 ※ 事業方式は、原則として「添付資料1 事業方式の概要（案）」によるものとし、実施方針等に関する意見等の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書等において提示する。	3) 本事業の事業用地は、行政財産に準じて扱うものとする。本施設以外における民間付帯事業の実施にあたって、大学は選定事業者に対し、P F I 法第70条の規定に従い必要な土地を貸し付けるものとする。 選定事業者は、大学から民間付帯施設整備用地を借地借家法上の定期借地契約にて賃借（有償）し、民間付帯施設の施設整備業務（設計、建設等）を実施した後、選定事業者が民間付帯施設を所有し、民間付帯事業に係る事業期間中において民間付帯施設の維持管理業務及び運営業務を実施するとともに、民間付帯事業に係る事業期間終了時に民間付帯施設の解体撤去を行うものとする。 選定事業者は定期借地権を第三者に譲渡することはできないものとする。なお、選定事業者は大学から賃借した民間付帯施設整備用地の全部又は一部を選定事業者のグループの構成員もしくは入札参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者に対して転貸し、民間付帯事業を行わせることができるものとする。 P F I 法第70条に記載の特定施設（第二条第一項第三号から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち同項第三号から第五号までに掲げる施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。）には、定期借地権付分譲住宅は含まないものとする。 ※ 事業方式は、原則として「添付資料1 事業方式の概要（案）」によるものとし、実施方針及び実施方針改定版等に関する意見等の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書等において提示する。
4	1	(7)	1)				1) 本事業のうち、本施設に係る事業期間は事業契約締結の日から平成6 2年3月3 1日までの約3 3年間とする。	1) 本事業のうち、本施設に係る事業期間は事業契約締結の日から平成6 2年9月3 0日までの約3 3年間とする。
4	1	(8)	1)				1) 既存の津雲台宿舎の解体業務及び本施設整備業務の期間 平成2 9年1月1日から平成3 1年3月3 1日まで (引渡日は平成3 1年3月3 1日とする。) ※ 解体工事の着手は平成2 9年1月1日以降とするが、解体工事に必要な周辺家屋影響調査・対策業務等については、事業契約締結後であれば、大学と協議の上、上記期間の前であっても実施することができるものとする。	1) 既存の津雲台宿舎の解体業務及び本施設整備業務の期間 事業契約締結の日から平成3 2年9月3 0日まで (引渡日は平成3 2年9月3 0日とする。)
4	1	(8)	2)				2) 本施設における維持管理業務、運営業務及び独立採算事業の期間 平成3 1年4月1日から平成6 2年3月3 1日まで	2) 本施設における維持管理業務、運営業務及び独立採算事業の期間 平成3 2年1 0月1日から平成6 2年9月3 0日まで ※本施設においては、平成3 2年1 0月1日からの維持管理業務・運営業務の開始を原則とするが、留学生の来日時期等をふまえ、入居者の希望日程に合わせて入居時の受付対応を実施すること。なお、大学としては9月下旬頃からの受付対応開始を想定しているが、詳細については大学と協議の上決定するものとする。
7	1	(12)					なお、意見の受付においては提案も受け付けるものとし、本事業を特定事業として選定するに当たっての参考（民間事業者の積極的な参入を図るため「事業スキーム」の変更も予定している。）とするため、特に「業務内容（P2～3）」、「本施設における独立採算事業（P2）」、「本施設以外における民間付帯事業（P2～3）」、「選定事業者の収入（P3）」、「事業方式（P3～4）」、「入札参加者が備えるべき要件等（P11～17）」、「事業方式の概要（案）（P24）」、「リスク分担表（案）（P25～27）」等に関して積極的な意見及び提案を求める。	なお、意見の受付においては提案も受け付けるものとし、本事業を特定事業として選定するに当たっての参考（民間事業者の積極的な参入を図るため「事業スキーム」の変更も予定している。）とするため、特に「業務内容（P2～3）」、「本施設における独立採算事業（P2）」、「本施設以外における民間付帯事業（P3）」、「選定事業者の収入（P3）」、「事業方式（P3～4）」、「入札参加者が備えるべき要件等（P12～18）」、「事業方式の概要（案）（P25）」、「リスク分担表（案）（P26～28）」等に関して積極的な意見及び提案を求める。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a		
8	1	(13)					(記載なし)	(13) 実施方針改定版等に関する質問・意見の受付、実施方針改定版等に関する個別対話、実施方針改定版等に関する質問回答・意見の公表 大学は、実施方針改定版等の内容に関して、質問・意見の受付、個別対話、質問回答・意見の公表を以下の要領にて行う。 なお、意見の受付においては提案も受け付けれるものとし、本事業を特定事業として選定するに当たっての参考（民間事業者の積極的な参入を図るため「事業スキーム」の変更も予定している。）とするため、特に「業務内容（P2～3）」、「本施設における独立採算事業（P2）」、「本施設以外における民間付帯事業（P3）」、「選定事業者の収入（P3）」、「事業方式（P3～4）」、「入札参加者が備えるべき要件等（P13～18）」、「事業方式の概要（案）（P25）」、「リスク分担表（案）（P26～28）」等に関して積極的な意見及び提案を求める。 ＜質問・意見の受付＞ 1) 受付期間 平成28年10月3日（月）9時～10月7日（金）12時まで 2) 提出方法等 ① 実施方針改定版に関して質問・意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「様式6 実施方針改定版等に関する質問書」、「様式7 実施方針改定版等に関する意見書」に記入の上、電子メールで提出すること。ファイル形式はMicrosoft Excelとし、記入方法の詳細は「様式6」、「様式7」に記載している。なお、電子メールで提出した後に、宛先に対して、受信確認（様式自由）のファクスを送信すること。 ② 宛先： 国立大学法人大阪大学施設部管理計画課 ③ アドレス： sisetu-kanri-seibi@office.osaka-u.ac.jp （@（大文字）を@（小文字）に置き換えてください。） ④ ファクス： 06（6879）7139 ＜個別対話＞ 3) 個別対話 実施方針改定版について、大学と民間事業者の意思疎通を十分に確保するとともに、民間事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、大学と民間事業者の個別対話を実施する。 民間事業者は個別対話において、現時点で想定している本施設以外における民間付帯事業の用途・規模等について大学に提示するものとする。ただし、本施設以外における民間付帯事業に関与しない事業者は提示不要とする。 大学は、事業者が想定している民間付帯事業の内容については公表しないものとする。なお、個別対話における民間付帯事業の内容は、優先交渉権者の決定には影響を与えない。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)								変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a			
									① 開催日時 : 平成28年10月19日(水)～10月20日(木)(予定) ② 開催場所 : 国立大学法人大阪大学吹田キャンパス内 (詳細については別途案内する。) ③ 申込方法 a 個別対話は、実施方針改定版に関する質問・意見を提出した者を対象とする。参加申込みは「様式8 実施方針改定版等に関する個別対話参加申込書」、個別対話の議題は「様式9 実施方針改定版等に関する個別対話議題内容申請書」、現時点で民間事業者が想定する民間付帯事業の用途・規模等は「様式10 民間付帯事業提案総括表」に記入の上、平成28年10月3日(月)9時～10月7日(金)12時までに、電子メールで提出すること。ファイル形式は、Microsoft Word 及びMicrosoft Excelとし、記入方法の詳細は「様式8」「様式9」「様式10」に記載している。なお、電子メールで提出した後に、宛先に対して、受信確認(様式自由)のファクスを送信すること。 b 宛先 : 国立大学法人大阪大学施設部管理計画課 c アドレス : sisetu-kanri-seibi@office.osaka-u.ac.jp (@ (大文字) を@ (小文字) に置き換えてください。) d ファクス : 06 (6879) 7139 ④ 当日連絡先等 a 連絡先 : 国立大学法人大阪大学施設部管理計画課 b 電話 : 06 (6879) 8963, 7129 c その他 : 参加人数は1社につき5名までとし、グループで参加する場合は合計で10名までとする。 <質問回答・意見の公表> 4) 質問回答・意見の公表方法 実施方針改定版等に関する質問回答・意見は、平成28年11月2日(金)以降、大学のホームページにおいて公表する。 なお、意見については全て公表することを原則とするが、意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係る意見書の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する場合、大学は該当する意見を公表しない。
10	1	(14)					(14) 実施方針の変更 実施方針公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し変更を行うことがある。		(14) 実施方針改定版の変更 実施方針改定版公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針改定版の内容を見直し変更を行うことがある。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後																																																																																																																																																				
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a																																																																																																																																																						
11	2	(2)					<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td colspan="2"><実施方針の公表関係></td></tr><tr><td>平成 27 年</td><td></td></tr><tr><td>7 月 30 日 (木)</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td>8 月 4 日 (火)</td><td>実施方針に関する説明会及び現地説明会</td></tr><tr><td>8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)</td><td>実施方針に関する質問書・意見書の受付</td></tr><tr><td>8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)</td><td>実施方針に関する個別対話</td></tr><tr><td>8 月 31 日 (月) 以降</td><td>実施方針に関する質問回答書・意見書の公表</td></tr><tr><td colspan="2"><特定事業の選定及び公表関係></td></tr><tr><td>10 月下旬</td><td>特定事業の選定及び公表</td></tr><tr><td colspan="2"><入札公告及び入札説明書の公表関係></td></tr><tr><td>10 月下旬</td><td>入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表</td></tr><tr><td>11 月上旬</td><td>入札説明書等に関する説明会</td></tr><tr><td colspan="2"><入札説明書等に関する質問回答関係></td></tr><tr><td>11 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付</td></tr><tr><td>11 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表</td></tr><tr><td colspan="2"><競争参加資格確認審査関係></td></tr><tr><td>12 月上旬</td><td>競争参加資格確認申請書の受付</td></tr><tr><td>12 月中旬</td><td>競争参加資格確認審査結果の通知</td></tr><tr><td>12 月中旬</td><td>競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付</td></tr><tr><td>12 月下旬</td><td>競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付</td></tr><tr><td colspan="2"><入札説明等に関する質問回答関係></td></tr><tr><td>1 月上旬</td><td>入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付</td></tr><tr><td>1 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表</td></tr><tr><td colspan="2"><入札書及び提案書関係></td></tr><tr><td>2 月中旬</td><td>入札書等及び提案書の受付</td></tr><tr><td>2 月下旬</td><td>提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価</td></tr><tr><td>2 月下旬</td><td>入札書の開札、入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定</td></tr><tr><td>3 月中旬</td><td>優先交渉権者の決定</td></tr><tr><td colspan="2"><解体業務、施設整備業務関係></td></tr><tr><td>平成 29 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</td><td>既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備</td></tr><tr><td colspan="2"><維持管理・運営業務関係></td></tr><tr><td>平成 31 年 4 月 1 日～平成 62 年 3 月 31 日</td><td>本施設の維持管理・運営</td></tr></table>	日 程	内 容	<実施方針の公表関係>		平成 27 年		7 月 30 日 (木)	実施方針の公表	8 月 4 日 (火)	実施方針に関する説明会及び現地説明会	8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)	実施方針に関する質問書・意見書の受付	8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)	実施方針に関する個別対話	8 月 31 日 (月) 以降	実施方針に関する質問回答書・意見書の公表	<特定事業の選定及び公表関係>		10 月下旬	特定事業の選定及び公表	<入札公告及び入札説明書の公表関係>		10 月下旬	入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表	11 月上旬	入札説明書等に関する説明会	<入札説明書等に関する質問回答関係>		11 月中旬	入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付	11 月下旬	入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表	<競争参加資格確認審査関係>		12 月上旬	競争参加資格確認申請書の受付	12 月中旬	競争参加資格確認審査結果の通知	12 月中旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付	12 月下旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付	<入札説明等に関する質問回答関係>		1 月上旬	入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付	1 月中旬	入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表	<入札書及び提案書関係>		2 月中旬	入札書等及び提案書の受付	2 月下旬	提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価	2 月下旬	入札書の開札、入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定	3 月中旬	優先交渉権者の決定	<解体業務、施設整備業務関係>		平成 29 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備	<維持管理・運営業務関係>		平成 31 年 4 月 1 日～平成 62 年 3 月 31 日	本施設の維持管理・運営	<table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td colspan="2"><実施方針及び実施方針改定版等の公表関係></td></tr><tr><td>平成 27 年</td><td></td></tr><tr><td>7 月 30 日 (木)</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td>8 月 4 日 (火)</td><td>実施方針に関する説明会及び現地説明会</td></tr><tr><td>8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)</td><td>実施方針に関する質問書・意見書の受付</td></tr><tr><td>8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)</td><td>実施方針に関する個別対話</td></tr><tr><td>8 月 31 日 (月) 以降</td><td>実施方針に関する質問回答書・意見書の公表</td></tr><tr><td>平成 28 年</td><td></td></tr><tr><td>9 月 26 日 (月)</td><td>実施方針改定版等（要求水準書（案）を含む）の公表</td></tr><tr><td>10 月 3 日 (月)～10 月 7 日 (金)</td><td>実施方針改定版等に関する質問書・意見書の受付</td></tr><tr><td>10 月 19 日 (水)～10 月 20 日 (木)</td><td>実施方針改定版等に関する個別対話</td></tr><tr><td>11 月 2 日 (水) 以降</td><td>実施方針改定版等に関する質問回答</td></tr><tr><td colspan="2"><特定事業の選定及び公表関係></td></tr><tr><td>12 月上旬</td><td>特定事業の選定及び公表</td></tr><tr><td colspan="2"><入札公告及び入札説明書の公表関係></td></tr><tr><td>12 月上旬</td><td>入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表</td></tr><tr><td>12 月上旬</td><td>入札説明書等に関する説明会</td></tr><tr><td colspan="2"><入札説明書等に関する質問回答関係></td></tr><tr><td>12 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付</td></tr><tr><td>1 月下旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表</td></tr><tr><td colspan="2"><競争参加資格確認審査関係></td></tr><tr><td>2 月上旬</td><td>競争参加資格確認申請書の受付</td></tr><tr><td>2 月中旬</td><td>競争参加資格確認審査結果の通知</td></tr><tr><td>2 月下旬</td><td>競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付</td></tr><tr><td>3 月上旬</td><td>競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付</td></tr><tr><td colspan="2"><民間付帯事業提案確認審査関係></td></tr><tr><td>2 月上旬</td><td>民間付帯事業提案の受付</td></tr><tr><td>2 月下旬</td><td>民間付帯事業提案の採否通知</td></tr><tr><td colspan="2"><入札説明等に関する質問回答関係></td></tr><tr><td>3 月上旬</td><td>入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付</td></tr><tr><td>4 月上旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表</td></tr><tr><td colspan="2"><入札書及び提案書関係></td></tr><tr><td>4 月下旬</td><td>入札書等及び提案書の受付、入札書の開札</td></tr><tr><td>5 月下旬</td><td>提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価</td></tr><tr><td>5 月下旬</td><td>入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定</td></tr><tr><td>5 月下旬</td><td>優先交渉権者の決定</td></tr><tr><td colspan="2"><解体業務、施設整備業務関係></td></tr><tr><td>事業契約締結の日～平成 32 年 9 月 30 日</td><td>既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備</td></tr><tr><td colspan="2"><維持管理・運営業務関係></td></tr><tr><td>平成 32 年 10 月 1 日～平成 62 年 9 月 30 日</td><td>本施設の維持管理・運営</td></tr></table>	日 程	内 容	<実施方針及び実施方針改定版等の公表関係>		平成 27 年		7 月 30 日 (木)	実施方針の公表	8 月 4 日 (火)	実施方針に関する説明会及び現地説明会	8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)	実施方針に関する質問書・意見書の受付	8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)	実施方針に関する個別対話	8 月 31 日 (月) 以降	実施方針に関する質問回答書・意見書の公表	平成 28 年		9 月 26 日 (月)	実施方針改定版等（要求水準書（案）を含む）の公表	10 月 3 日 (月)～10 月 7 日 (金)	実施方針改定版等に関する質問書・意見書の受付	10 月 19 日 (水)～10 月 20 日 (木)	実施方針改定版等に関する個別対話	11 月 2 日 (水) 以降	実施方針改定版等に関する質問回答	<特定事業の選定及び公表関係>		12 月上旬	特定事業の選定及び公表	<入札公告及び入札説明書の公表関係>		12 月上旬	入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表	12 月上旬	入札説明書等に関する説明会	<入札説明書等に関する質問回答関係>		12 月中旬	入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付	1 月下旬	入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表	<競争参加資格確認審査関係>		2 月上旬	競争参加資格確認申請書の受付	2 月中旬	競争参加資格確認審査結果の通知	2 月下旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付	3 月上旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付	<民間付帯事業提案確認審査関係>		2 月上旬	民間付帯事業提案の受付	2 月下旬	民間付帯事業提案の採否通知	<入札説明等に関する質問回答関係>		3 月上旬	入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付	4 月上旬	入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表	<入札書及び提案書関係>		4 月下旬	入札書等及び提案書の受付、入札書の開札	5 月下旬	提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価	5 月下旬	入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定	5 月下旬	優先交渉権者の決定	<解体業務、施設整備業務関係>		事業契約締結の日～平成 32 年 9 月 30 日	既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備	<維持管理・運営業務関係>		平成 32 年 10 月 1 日～平成 62 年 9 月 30 日	本施設の維持管理・運営
			日 程	内 容																																																																																																																																																								
			<実施方針の公表関係>																																																																																																																																																									
			平成 27 年																																																																																																																																																									
			7 月 30 日 (木)	実施方針の公表																																																																																																																																																								
			8 月 4 日 (火)	実施方針に関する説明会及び現地説明会																																																																																																																																																								
			8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)	実施方針に関する質問書・意見書の受付																																																																																																																																																								
			8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)	実施方針に関する個別対話																																																																																																																																																								
			8 月 31 日 (月) 以降	実施方針に関する質問回答書・意見書の公表																																																																																																																																																								
			<特定事業の選定及び公表関係>																																																																																																																																																									
			10 月下旬	特定事業の選定及び公表																																																																																																																																																								
			<入札公告及び入札説明書の公表関係>																																																																																																																																																									
			10 月下旬	入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表																																																																																																																																																								
			11 月上旬	入札説明書等に関する説明会																																																																																																																																																								
			<入札説明書等に関する質問回答関係>																																																																																																																																																									
			11 月中旬	入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付																																																																																																																																																								
			11 月下旬	入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表																																																																																																																																																								
			<競争参加資格確認審査関係>																																																																																																																																																									
			12 月上旬	競争参加資格確認申請書の受付																																																																																																																																																								
			12 月中旬	競争参加資格確認審査結果の通知																																																																																																																																																								
			12 月中旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付																																																																																																																																																								
			12 月下旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付																																																																																																																																																								
			<入札説明等に関する質問回答関係>																																																																																																																																																									
			1 月上旬	入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付																																																																																																																																																								
			1 月中旬	入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表																																																																																																																																																								
			<入札書及び提案書関係>																																																																																																																																																									
2 月中旬	入札書等及び提案書の受付																																																																																																																																																											
2 月下旬	提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価																																																																																																																																																											
2 月下旬	入札書の開札、入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定																																																																																																																																																											
3 月中旬	優先交渉権者の決定																																																																																																																																																											
<解体業務、施設整備業務関係>																																																																																																																																																												
平成 29 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備																																																																																																																																																											
<維持管理・運営業務関係>																																																																																																																																																												
平成 31 年 4 月 1 日～平成 62 年 3 月 31 日	本施設の維持管理・運営																																																																																																																																																											
日 程	内 容																																																																																																																																																											
<実施方針及び実施方針改定版等の公表関係>																																																																																																																																																												
平成 27 年																																																																																																																																																												
7 月 30 日 (木)	実施方針の公表																																																																																																																																																											
8 月 4 日 (火)	実施方針に関する説明会及び現地説明会																																																																																																																																																											
8 月 4 日 (火)～8 月 11 日 (火)	実施方針に関する質問書・意見書の受付																																																																																																																																																											
8 月 20 日 (木)～8 月 21 日 (金)	実施方針に関する個別対話																																																																																																																																																											
8 月 31 日 (月) 以降	実施方針に関する質問回答書・意見書の公表																																																																																																																																																											
平成 28 年																																																																																																																																																												
9 月 26 日 (月)	実施方針改定版等（要求水準書（案）を含む）の公表																																																																																																																																																											
10 月 3 日 (月)～10 月 7 日 (金)	実施方針改定版等に関する質問書・意見書の受付																																																																																																																																																											
10 月 19 日 (水)～10 月 20 日 (木)	実施方針改定版等に関する個別対話																																																																																																																																																											
11 月 2 日 (水) 以降	実施方針改定版等に関する質問回答																																																																																																																																																											
<特定事業の選定及び公表関係>																																																																																																																																																												
12 月上旬	特定事業の選定及び公表																																																																																																																																																											
<入札公告及び入札説明書の公表関係>																																																																																																																																																												
12 月上旬	入札公告及び説明書等（要求水準書を含む）の公表																																																																																																																																																											
12 月上旬	入札説明書等に関する説明会																																																																																																																																																											
<入札説明書等に関する質問回答関係>																																																																																																																																																												
12 月中旬	入札説明書等に関する質問書（1 回目）の受付																																																																																																																																																											
1 月下旬	入札説明書等に関する質問回答書（1 回目）の公表																																																																																																																																																											
<競争参加資格確認審査関係>																																																																																																																																																												
2 月上旬	競争参加資格確認申請書の受付																																																																																																																																																											
2 月中旬	競争参加資格確認審査結果の通知																																																																																																																																																											
2 月下旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の受付																																																																																																																																																											
3 月上旬	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付																																																																																																																																																											
<民間付帯事業提案確認審査関係>																																																																																																																																																												
2 月上旬	民間付帯事業提案の受付																																																																																																																																																											
2 月下旬	民間付帯事業提案の採否通知																																																																																																																																																											
<入札説明等に関する質問回答関係>																																																																																																																																																												
3 月上旬	入札説明書等に関する質問書（2 回目）の受付																																																																																																																																																											
4 月上旬	入札説明書等に関する質問回答書（2 回目）の公表																																																																																																																																																											
<入札書及び提案書関係>																																																																																																																																																												
4 月下旬	入札書等及び提案書の受付、入札書の開札																																																																																																																																																											
5 月下旬	提案書に関するプレゼン・ヒアリング、提案書の審査及び評価																																																																																																																																																											
5 月下旬	入札金額に基づく総合評価値の算定、優先交渉権者の選定																																																																																																																																																											
5 月下旬	優先交渉権者の決定																																																																																																																																																											
<解体業務、施設整備業務関係>																																																																																																																																																												
事業契約締結の日～平成 32 年 9 月 30 日	既存の津雲台宿舎の解体業務、本施設の施設整備																																																																																																																																																											
<維持管理・運営業務関係>																																																																																																																																																												
平成 32 年 10 月 1 日～平成 62 年 9 月 30 日	本施設の維持管理・運営																																																																																																																																																											

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	①	7	a		
13	2	(4)	1)	③			③ 協力会社についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。	③ 選定事業者のグループの構成員もしくは入札参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下、「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
13	2	(4)	1)	④			④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の実施に当たる者が必ず含まれていること。	④ 入札参加者及び協力会社には、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の維持管理に当たる者、本施設の運営に当たる者、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の実施に当たる者が必ず含まれていること。
14	2	(4)	2)	⑧			(記載なし)	⑧ 入札参加者及び協力会社、それと同一と判断される団体等が、本事業の優先交渉権者決定公表までの間、本事業に関連して審査員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正もしくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。
14	2	(4)	3)				3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件 入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。 なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。 ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。	3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件 入札参加者及び協力会社のうち、 <u>本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の維持管理に当たる者、本施設の運営に当たる者、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。</u> なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。 ただし、 <u>本施設の建設に当たる者と本施設の工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。</u>
14	2	(4)	3)	①	ア		① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 文部科学省における平成26・27年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。	① <u>本施設の設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。</u> ア 文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。
14	2	(4)	3)	①	オ		オ 平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新宮建物の設計の実績を有する管理技術者（※1、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※2、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※3）。	オ 平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新宮建物の設計の実績を有する管理技術者（※1、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※2、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※3）。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a		
15	2	(4)	3)	②		a	② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した平成26・27年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、<u>複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。</u> a 建築一式工事 1, 190点 b 電気工事 1, 100点 c 管工事 1, 100点	② <u>本施設の建設</u>に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 文部科学省又は大学において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した平成27・28年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。 a 建築一式工事 1, 200点
15	2	(4)	3)	②	ウ		ウ 平成12年度以降に元請として、下記a・bに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。	ウ 平成13年度以降に元請として、下記a・bに示す担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
15	2	(4)	3)	②	ウ	b	b 建物規模 地上3階以上かつ延べ面積10,000㎡以上（<u>建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事（建築一式工事における実績を含む。）</u>）	b 建物規模 地上3階以上かつ延べ面積10,000㎡以上
16	2	(4)	3)	②	エ	a	a 建築一式工事 ii 平成12年度以降に元請として、2(4)3)②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）	a 建築一式工事 ii 平成13年度以降に元請として、2(4)3)②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
16	2	(4)	3)	②	エ		b 電気工事 i 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。 ii 平成12年度以降に元請として、2(4)3)②ウのa・bに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。	削除

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	ア	a		
16	2	(4)	3)	②	エ	a	c 管工事 i 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年8月18日文科科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。 ii 平成12年度以降に元請として、2(4)3)②ウのa・bに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。	削除
16	2	(4)	3)	③			③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。	③ 本施設の工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の6第4項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。
16	2	(4)	3)	③	オ		オ 平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。	オ 平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。
17	2	(4)	3)	④	ア		④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成26・27年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。	④ 本施設の維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成28・29・30年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a		
17	2	(4)	3)	④	イ	a	イ 平成12年度以降に元請として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 a 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。） b 建物規模 延べ面積5,000㎡以上 ※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績が必要となる。	イ 平成13年度以降に元請として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 a 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。） b 建物規模 延べ面積5,000㎡以上 <u>一つの建物もしくは同時に複数棟の維持管理を一体として行う場合の合計延べ面積とし、用途上関連のない建物の面積は含まないものとする。「維持管理を一体として行う」とは、単独または複数の建物において緊急時の対応を十分に実施できることを指す。</u> ※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績が必要となる。
17	2	(4)	3)	⑤	ア		⑤ 運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成26・27年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。	⑤ 本施設の運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。 ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成28・29・30年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
17	2	(4)	3)	⑤	イ	a	イ 平成12年度以降に元請として、下記a・bに示す運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 a 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。） b 建物規模 延べ面積5,000㎡以上 ※ a・bに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）における、運営実績が必要となる。	イ 平成13年度以降に元請として、下記a・bに示す運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 a 建物用途 宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。） b 建物規模 延べ面積5,000㎡以上 <u>一つの建物もしくは同時に複数棟の運営を一体として行う場合の合計延べ面積とし、用途上関連のない建物の面積は含まないものとする。「運営を一体として行う」とは、単独または複数の建物において緊急時の対応を十分に実施できることを指す。</u> ※ a・bに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）における、運営実績が必要となる。
17	2	(4)	3)	⑥	イ		イ 平成12年度以降に、実施する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。	イ 平成13年度以降に、実施する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。
18	2	(4)	3)	⑦	イ		イ 平成12年度以降に提案する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。	イ 平成13年度以降に提案する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)							変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	(1)	7	a		
18	2	(4)	6)				なお、PFI事業期間終了後かつ民間付帯事業の定期借地期間中において、民間付帯事業の維持管理・運営業務に関与していない入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、特別目的会社の株式を、民間付帯事業の維持管理・運営業務を行っている入札参加企業又は入札参加グループの構成員に対し譲渡することができる（この場合であっても、大学に対し事前承諾を求めるものとする。）。	なお、本施設に係る事業期間終了後かつ民間付帯事業の定期借地期間中において、民間付帯事業の維持管理・運営業務に関与していない入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、特別目的会社の株式を、民間付帯事業の維持管理・運営業務を行っている入札参加企業又は入札参加グループの構成員に対し譲渡することができる（この場合であっても、大学に対し事前承諾を求めるものとする。）。
20	3	(4)	1)				大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かなどを確認すべく、事業の実施状況について1（5）1）①～⑤を対象にモニタリングを実施する。なお、1（5）1）⑤（本施設における<u>その他の</u>独立採算事業）については、選定事業者の自主性を尊重するものとする。また、1（5）1）⑥（本施設以外における民間付帯事業）について、大学はモニタリングを実施しない。	大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かなどを確認すべく、事業の実施状況について1（5）1）①～⑥を対象にモニタリングを実施する。なお、1（5）1）⑤（本施設における独立採算事業）、1（5）1）⑥（本施設以外における民間付帯事業）については、選定事業者の自主性を尊重するものとし、詳細は入札説明書等において提示する。
21	4	(3)	1)	①			① 事業用地 ア 敷地区分の設定 本事業では、本施設整備用地と民間付帯事業整備用地の敷地区分は、事業者の提案によるものとするが、本施設整備用地が全体敷地面積の過半を占めるように設定し、民間付帯事業整備用地の境界は、柵や塀などで明確に分離すること。なお、民間付帯事業整備用地について分筆し登記することができる。 なお、大学は、民間付帯事業整備用地に選定事業者のために定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（ただし、地上権を除く。））であって、同法第22条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ）を設定する。定期借地契約の期間は、民間付帯事業の運営期間を50年とし、これに民間付帯施設の建設工事期間及び解体撤去工事期間を加えた期間とする。選定事業者は定期借地契約の終了日までに民間付帯施設を解体撤去し、民間付帯事業整備用地を更地の状態で大学に返還する。貸付料は選定事業者の提案する金額とする。なお、詳細については入札説明書に示す。また、民間付帯施設を分譲する場合は、民間付帯施設の床面積割合に応じ、定期借地権転借権の準共有持分を設定すること。	1) 事業用地 ① 敷地区分の設定 本事業では、本施設整備用地と民間付帯施設整備用地の敷地区分は、事業者の提案によるものとするが、本施設整備用地が全体敷地面積の過半を占めるように設定し、民間付帯施設整備用地の境界は、柵や塀などで明確に分離すること。なお、民間付帯施設整備用地について分筆し登記することができる。 なお、大学は、民間付帯施設整備用地に選定事業者のために定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（ただし、地上権を除く。））であって、同法第22条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ）を設定する。定期借地契約の期間は、民間付帯事業の運営期間を50年とし、これに民間付帯施設の建設工事期間及び解体撤去工事期間を加えた期間とする。選定事業者は定期借地契約の終了日までに民間付帯施設を解体撤去し、民間付帯施設整備用地を更地の状態で大学に返還する。貸付料は選定事業者の提案する金額とする。なお、詳細については入札説明書に示す。
21	4	(3)	1)	②			イ 開発行為における基本的な考え方	② 開発行為における基本的な考え方
21	4	(3)	1)	③			ウ 公共下水道	③ 公共下水道
22	4	(3)	1)	④			エ 環境への配慮	④ 環境への配慮
22	4	(3)	1)	⑤			オ 緑化等	⑤ 緑化等
22	4	(3)	1)	⑥			カ 接道に関する考え方	⑥ 接道に関する考え方
22	4	(3)	2)	①			② 施設計画 ア 意匠・景観	2) 施設計画 ① 意匠・景観
22	4	(3)	2)	②			イ 安全・防犯 歩車分離を行うなど歩行者に安全な計画とし、また、本施設整備用地と民間付帯事業用地の車両等の出入り口については関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した対策を講じること。	② 安全・防犯 歩車分離を行うなど歩行者に安全な計画とし、また、本施設整備用地と民間付帯施設整備用地の車両等の出入り口については関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した対策を講じること。
22	4	(3)	2)	③			ウ 良好なコミュニティ	③ 良好なコミュニティ
22	4	(3)	2)	④			エ ユニバーサルデザイン	④ ユニバーサルデザイン
23	4	(3)	2)	⑤			オ 施工計画	⑤ 施工計画

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業「実施方針改訂版」変更一覧表

変更箇所(変更後)								変更前				変更後																																			
頁	1	(1)	1	(1)	7	a																																									
25	添付資料1							(添付資料1) 事業方式の概要 (案) 民間付帯施設 ■土地 土地提供				(添付資料1) 事業方式の概要 (案) 民間付帯施設 ■土地 造成工事完了後土地提供																																			
26	添付資料2							(添付資料2) リスク分担表 (案) (共通) <table><tr><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th>大 学</th><th>事業者</th></tr><tr><td>金利リスク</td><td>26</td><td>金利変動リスク</td><td></td><td>○</td></tr></table>				リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		大 学	事業者	金利リスク	26	金利変動リスク		○	(添付資料2) リスク分担表 (案) (共通) <table><tr><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th>大 学</th><th>事業者</th></tr><tr><td>金利リスク</td><td>26</td><td>金利変動リスク</td><td>○</td><td>△</td></tr></table>				リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		大 学	事業者	金利リスク	26	金利変動リスク	○	△								
リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者																																												
			大 学	事業者																																											
金利リスク	26	金利変動リスク		○																																											
リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者																																												
			大 学	事業者																																											
金利リスク	26	金利変動リスク	○	△																																											
29	添付資料3							(添付資料3) 本施設の概要 (1) 学寮・教職員宿舎の施設概要 各室主な仕様 9 室程度／1 ユニット (全体の 3 割程度は、1 ユニットの室数を選定事業者の提案とする)、ダイニングキッチン、SR、洗面台、WC 等				(添付資料3) 本施設の概要 (1) 学寮・教職員宿舎の施設概要 各室主な仕様 9 室程度／1 ユニット (全体の 3 割程度は、1 ユニットの室数を選定事業者の提案とする)、ダイニングキッチン、SR、洗面・ランドリー室、WC 等																																			
29	添付資料3							※ SR (シャワールーム) は、学寮内であればユニット外への設置も可とする。				※ SR (シャワールーム) 及び洗面・ランドリー室は、学寮内であればユニット外への設置も可とする。																																			
29	添付資料3							※ 学寮部分については、トイレもしくはキッチンユニット個室内に設置しない場合、住戸戸数とみなされないとのことで吹田市と協議済み。				※ 学寮部分については、トイレもしくはキッチンユニット個室内に設置しない場合、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」においては住戸戸数とみなされないことを吹田市と協議済み。 「吹田市環境まちづくり影響評価条例」においては、建築基準法上の用途が「一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」に該当しないと判断できる場合は、原則として住戸戸数とみなされないことを吹田市と協議済み。 上記は住戸数に関する基本的な考え方を示したものであるため、関係官庁機関等と適宜事前相談を行った上で計画すること。																																			
29	添付資料3							(記載なし)				※ 独身用AとBの区分は、学内における管理部局の違いによる。																																			
30	添付資料3							(2) 駐車場・駐輪場施設の概要 <table><tr><th></th><th>駐車場 (自動車)</th><th>駐輪場 (自転車・原付)</th><th>駐輪場 (バイク)</th></tr><tr><td>学寮</td><td colspan="3">事業者提案による。 ※運用時の不足がないようにすること。</td></tr><tr><td>教職員宿舎 (独身用、単身用)</td><td>28%以上</td><td>100%以上 (内10分の1は原付用)</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>教職員宿舎 (世帯用)</td><td>70%以上</td><td>150%以上 (内10分の1は原付用)</td><td>5%以上</td></tr></table>					駐車場 (自動車)	駐輪場 (自転車・原付)	駐輪場 (バイク)	学寮	事業者提案による。 ※運用時の不足がないようにすること。			教職員宿舎 (独身用、単身用)	28%以上	100%以上 (内10分の1は原付用)	5%以上	教職員宿舎 (世帯用)	70%以上	150%以上 (内10分の1は原付用)	5%以上	(2) 駐車場・駐輪場施設の概要 <table><tr><th></th><th>駐車場 (自動車)</th><th>駐輪場 (自転車・原付)</th><th>駐輪場 (バイク)</th></tr><tr><td>学寮</td><td>＝</td><td>戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)</td><td>戸数の5%以上</td></tr><tr><td>教職員宿舎 (独身用、単身用)</td><td>戸数の28%以上</td><td>戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)</td><td>戸数の5%以上</td></tr><tr><td>教職員宿舎 (世帯用)</td><td>戸数の70%以上</td><td>戸数の150%以上 (内10分の1は原付用)</td><td>戸数の5%以上</td></tr></table>					駐車場 (自動車)	駐輪場 (自転車・原付)	駐輪場 (バイク)	学寮	＝	戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上	教職員宿舎 (独身用、単身用)	戸数の28%以上	戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上	教職員宿舎 (世帯用)	戸数の70%以上	戸数の150%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上
	駐車場 (自動車)	駐輪場 (自転車・原付)	駐輪場 (バイク)																																												
学寮	事業者提案による。 ※運用時の不足がないようにすること。																																														
教職員宿舎 (独身用、単身用)	28%以上	100%以上 (内10分の1は原付用)	5%以上																																												
教職員宿舎 (世帯用)	70%以上	150%以上 (内10分の1は原付用)	5%以上																																												
	駐車場 (自動車)	駐輪場 (自転車・原付)	駐輪場 (バイク)																																												
学寮	＝	戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上																																												
教職員宿舎 (独身用、単身用)	戸数の28%以上	戸数の100%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上																																												
教職員宿舎 (世帯用)	戸数の70%以上	戸数の150%以上 (内10分の1は原付用)	戸数の5%以上																																												